

練馬区における 臨時災害放送への取組

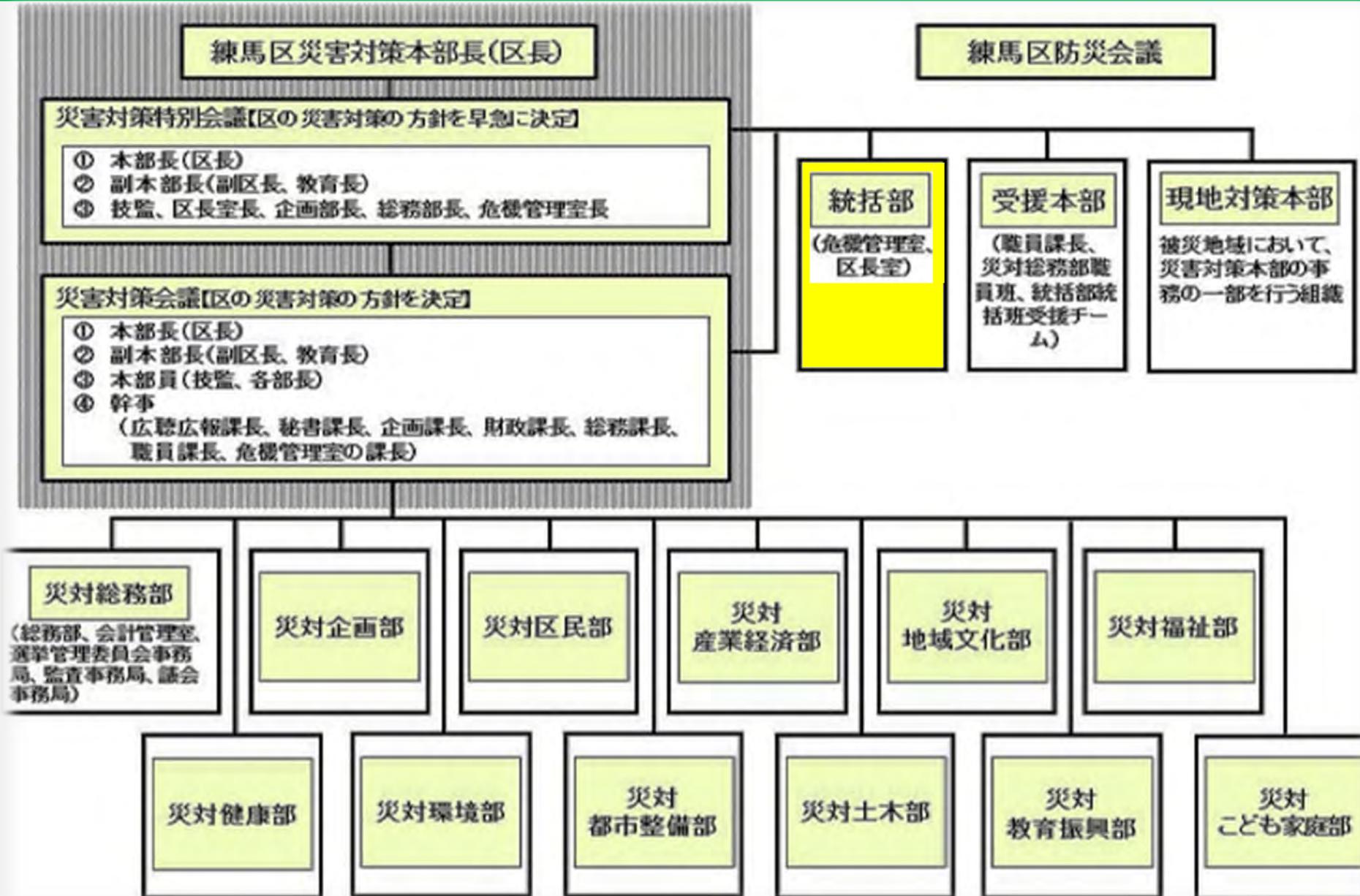


練馬区
区長室広聴広報課



- 人口：約74万人(23区で2番目)
- 面積：約48km²(23区で5番目)

・練馬区は、都心近くに立地し、大都市東京の魅力を享受しながら、みどりに恵まれ、生きた農業が営まれている、豊かで魅力ある美しい住宅都市です。



**統括部
広報班の役割**

- ・フェーズに合わせた災害時広報
- ・区民からの問合せ対応
- ・報道機関等の対応

臨時災害放送のこれまでの取組

H22~H26

- ・区議会要望等によりコミュニティ放送局の調査を実施
- ・東日本大震災で臨時災害放送が災害時の有効な情報発信手段として実証された
- ・臨時災害放送局の調査を実施

H27

- ・災害に強いまちづくりの情報発信強化の一つとして計画化
- ・8月 臨時災害放送用機材導入
- ・9月 防災フェスタで微弱電波放送を実施
- ・10月 練馬まつりでイベント放送を実施（以降毎年実施）

H29

- ・実験試験局を開設し有効性を検証(100Wの試験放送実施)
- ・関東総合通信局長表彰受賞

H30

- ・日本大学芸術学部、ジェイコム東京、練馬放送と協定締結

令和2年度 新型コロナウイルス感染症拡大防止のためイベント中止

R3

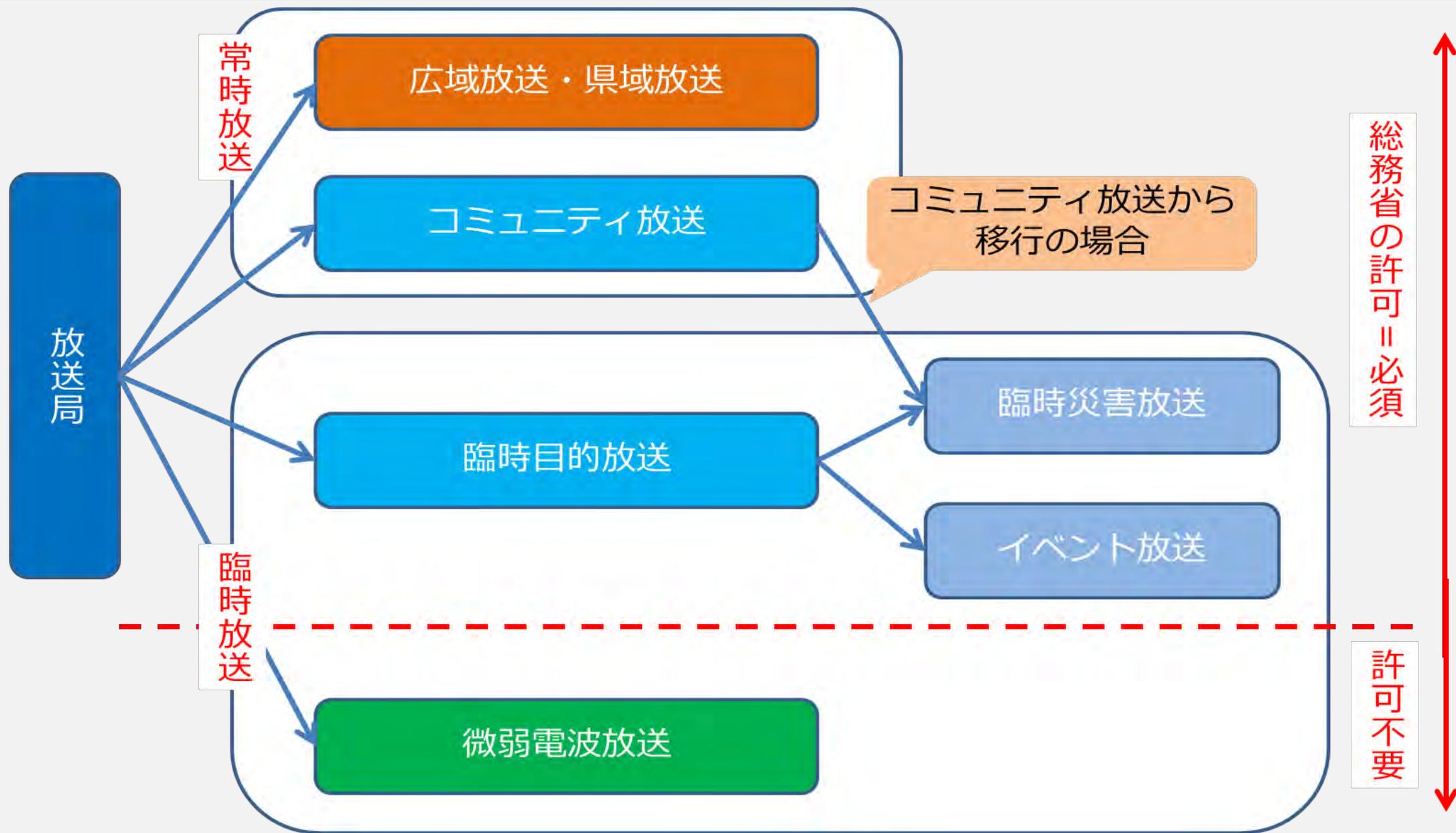
- ・12月 関東総合通信局との合同訓練



臨時災害放送FM送信機



臨時災害放送アンテナ
(区役所屋上に常設)



放送法に規定されているイベント開催時、臨時に認められる放送。

※臨時災害放送局と同様に総務省の許可が必要

臨時災害放送局は、当然のことながら災害発生時でなければ開局不可能である。しかし、事前に臨時災害放送局の存在を周知しなければ、発災時に役に立たない。そこで、例年10月に開催される練馬まつりでイベント放送局を開局し、臨時災害放送局の周知と職員訓練を行っている。※設備は臨時災害用放送機材で可能。



電波法に規定されている公共電波に影響ない低出力・狭域の放送。
※総務省の許可は不要。

イベント放送同様に、ラジオの事前周知のため小規模イベント（防災フェスタ）で、臨時災害放送局の周知と職員訓練を行っている。※聞こえる範囲が狭いだけで、機材（出力を下げるパーツ↓微弱電波キットを接続）や放送内容はイベント放送と同じ。



※平成29年練馬まつりでの放送音声（一部）をお聞きください



※周知用マグネットを作成し配布

災害に備え、FMラジオも
備蓄するねり！

※大災害時には臨時災害FM放送
局を開局します。周波数は区ホー
ムページなどでお伝えします。



H22~H26

- ・区議会要望等によりコミュニティ放送局の調査を実施
- ・平成23年3月 東日本大震災
(災害時の有効な情報発信手段として実証)
- ・臨時災害放送局の調査を実施

H27

- ・災害時における情報発信強化事業の一つとして計画化
- ・8月 臨時災害放送用機材導入
- ・9月 防災フェスタで微弱電波放送を実施
- ・10月 練馬まつりでイベント放送を実施 (以降毎年実施)

H29

- ・実験試験局を開設し有効性を検証(100Wの試験放送実施)
- ・関東総合通信局長表彰受賞

H30

- ・**日本大学芸術学部、ジェイコム東京、練馬放送と協定締結**

令和2年度 新型コロナウイルス感染症拡大防止のためイベント中止

R3

- ・12月 関東総合通信局との合同訓練



臨時災害放送FM送信機



臨時災害放送アンテナ
(区役所屋上に常設)

平成30年、練馬区は大規模災害発生時の情報発信体制を強化するため、日本大学芸術学部、株式会社ジェイコム東京および一般社団法人練馬放送（現：株式会社 練馬放送）の3団体と、「臨時災害放送局の開設および運営に関する協定」を締結しました。



日本大学芸術学部

- 被災状況、ライフラインの状況等の区民等へのアナウンス
- 放送局の番組編成、放送局の運営に関する活動支援

株式会社ジェイコム東京

- ケーブルテレビを利用した放送局に関する平常時からの広報
- 放送局開設時の周知

臨時災害放送局を
継続的かつ安定的に
運営するために

一般社団法人練馬放送 (現：株式会社 練馬放送)

- ラジオ番組等を利用した放送局に関する平常時からの広報
- 放送局開設時の周知
- 開設および運営に必要な第2級陸上無線技術士の派遣
- 被災状況、ライフラインの状況等の区民等へのアナウンス
- 放送局の番組編成、放送局の運営に関する活動支援

練馬区

- 開設および運営に係る国等の関係機関との連絡調整
- 被災状況、ライフラインの状況等のとりまとめ、および区民等へのアナウンス
- ホームページ、臨時区報等を活用した放送局に関する周知

臨時災害放送局とは・・・

災害が発生した場合に、その被害を軽減するため、地方公共団体等が開設する「臨時かつ一時の目的の放送」を行うFMラジオ放送局。災害時の臨機の措置として開局が認められる。

免許条件	地震や洪水など大規模な災害が発生した場合で、免許主体は被災地の地方公共団体など、災害対策放送を行うのに適した団体。 ※陸上無線技術士の配置が必要
免許方法	電話等による口頭で申請し、免許の付与と周波数の割当が行われる。（臨機の措置） ※後日、申請書類の提出が必要
免許期間	目的が達成するまで（最長5年）
出力	放送対象地域に必要な範囲（最大100W） （コミュニティ放送局は20Wまで）
放送内容	被災者支援および救援活動等に必要な範囲内のもの

① 放送局開設のタイミング

→ 大規模災害発災 1週間以内に開設を想定

② 1日あたりの放送頻度および放送時間

→ 1日4回程度、1回あたり15分～30分の放送を想定

③ 放送する内容

→ ライフラインの被害および復旧状況、支援物資や生活必需品の供給情報、各種減免措置等の手続きや公的支援に関する情報など
※応急期や復旧期など状況に応じた情報を発信



大規模な災害発生などの非常時には、様々な情報発信手段を活用した情報伝達が必要です。デジタル化への流れが主流ですが、ラジオは災害備蓄用品として広く認識され、停電等にも強く、災害時の情報伝達ツールとして有効なことは実証されています。

総務省の「放送用周波数の活用方策に関する取りまとめ」（令和4年3月）では、放送大学の地上放送跡地について、「臨時災害放送局の専用周波数とすることが適当」、「平時においては地方公共団体による地域情報の発信等にも利用できるよう、利活用を図ることが望ましい」との取りまとめがされました。

今後は、臨時災害放送の周波数を平時からお知らせすることが可能となり、よりスムーズな開局を目指せます。また、イベント放送を通じた訓練時などの際、電界調査が省略でき、事前準備が簡便になると考えています。

練馬区では、引き続き災害に強いまちづくりの一つとして、臨時災害FM放送の区民周知と安定した運用に向けた訓練を継続してまいります。

練馬区では災害時に備えて、FMラジオをご自宅の防災用品に加えていただくことをお勧めしています！！



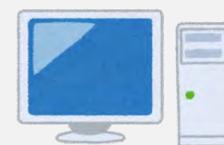
臨時災害
放送



災害広報紙



防災無線



ホームペー
ジ



情報メー
ル



SNS

**「練馬区における臨時災害放送への取組」
ご清聴ありがとうございました。**



**練馬区
区長室広聴広報課**